令和 7 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

食品行政における国際整合性の確保と食品分野の国際動向に関する研究

研究分担報告書

輸出入認証部会における国際規格策定の検討過程に関する研究

研究分担者　熊谷優子　　和洋女子大学家政学部

研究要旨

科学的根拠に基づくことを原則とする専門性の高い Codex 委員会による議論に日本政府が継続して取組むためには、食品行政の国際整合や食品分野の国際動向に精通しかつ新規科学的知見の収集と分析が可能な専門家による中長期的な取組と支援が必要である。本研究では、食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)における輸出入認証に係るシステムに関することを担当している。今年度は、2026 年 10 月にパース（オーストラリア）で開催が予定されている第 28 回会合に向けて検討が行われている電子作業部会（同等性にかかるガイドラインの統合原案、食品偽装の防止および管理に関するガイドライン原案、食品検査/認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則の改定及び更新原案、輸出入の却下における不服申し立てメカニズムに関する討議文書、衛生要件の標準化に関する討議文書、新たな世界規模の課題に関するリストの見直し及び更新、国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化の原則に関するプロジェクト文書）において科学的な観点から助言を提供した。

A．研究目的

本研究では、①Codex 委員会に設置された食品衛生、検査、及び輸出入認証上重要な部会である食品輸出入検査･認証制度部会(CCFICS)における食品管理体制の同等性評価等、検査認証に関連するガイドラインの策定状況に関する情報を収集し、輸出入認証に係るシステムを構築するにあたり、科学的な観点から政府方針や議場発言に助言を提供すること、②CCFICS の対象課題に関連する国際標準とわが国との相違点を明らかにし国際整合のために提言すること、さらに③CCFICS の決定が影響を与える可能性のある新たな課題を科学的な観点から特定し今後の検討を提言することを目的とする。

B．研究方法

第 27 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）での検討の結果、電子作業部

会で検討をすることとなった事案に関する討議資料等の収集・整理をした。

C. D. 結果及び考察

第 27 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）において設置された以下の電子作業部会では、2026 年 10 月にパース（オーストラリア）で開催予定の第 28 回会合に向けて検討が行われた。

また、2026 年 3 月 17 日から 19 日に、オスロ（ノルウェー）で物理的作業部会が開催され、・Establishment Listing Guidance（6. 施設リスト作成ガイダンスの統合に関するワーキンググループ）及び Consolidation of Guidance on Equivalence（1. 同等性に関するガイダンスの統合に関するワーキンググループにおける検討が行われた。

（1）同等性にかかるガイドラインの統合原案(ステップ 2/3)

電子的作業部会を設置（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ケニア）

食品検査認証制度に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン（CXG 53-2003）」に含まれる「適切な保護水準（Appropriate level of sanitary protection: ALOP)」の定義を追加する提案がなされ、電子的作業部会及び 2026 年 3 月 18 日から 19 日に物理的作業部会をオスロ(ノルウェー)で開催し、検討を続けている。

<u>日本の状況との関連</u>

「国の食品管理システムの同等性の承認及び維持に関するガイドライン(CXG101-2023)」において合意された内容等との齟齬がないようなガイドラインとすることに注視する必要がある。

（2）食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案

電子的作業部会を設置（議長国：米国、共同議長国：英国、中国、EU、イラン及びパナマ）(ステップ 5)

本ガイドラインの対象に「feed for food producing animals（食用動物のための飼料)」を含めるかの議論があったが、「may impact human food safety（人の食品安全に影響を与える可能性がある)」を削除し、「including, as appropriate, feed for food producing animals（必要に応じて、食用動物のための飼料を含む)」とすることで合意し、ガイドライン全体で食用動物のための飼料がどのように反映され、参照されているかについて引き続き電子的作業部会で検討している。

セクション 3（定義）では、「Food integrity（食品の清廉性)」及び「Food authenticity（食品の真正性)」を文書中に維持するかどうか意見が分かれたため、検討を続けている。

セクション 6（役割と責務）では、EU から、セクション 6 の役割と責務、7 の活動について、項目ではなく、「当局」及び「食品事業者（FBO）」でセクション分けすべきではないか提案があり、検討を続けている。

<u>日本の状況との関連</u>

食用動物の飼料については、「including, as appropriate, feed for food producing animals（必要に応じて、食用動物のための飼料を含む)」とすることで合意し、ガイドライン全体で食用動物のための飼料がどのように反映され、参照されているかについて引き続き電子的作業部会で議論することとなったが、飼料についてはヒトの食品の安全性に影響を与える範囲のみとして、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の保証のために、必要な範囲を本ガイダンスの対象とすべきとの立場であることから、今後の動向に注視する必要がある。

（3）食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則（CXG60-2006）の改訂及び更新原案（ステップ 2/3）
電子的作業部会を設置（議長国：米国、共同議長国：オーストラリア、エクアドル、ホンジュラス及び英国）
セクション 3（定義）では、Annex I に記載している定義もこのセクションに記載し、必要なものについて検討を続けている。

<u>日本の状況と関連</u>

効率的なトレーサビリティ／製品トレーシングは、食品に起因する事案の発生時での速やかな原因及び影響のある製品の特定に有効である。フードチェーン全体での運用が重要であることから、事業規模によらない実行可能性も考慮し、過剰な要求とならないように注視する必要がある。

（4）輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンスに関するプロジェクト文書（ステップ 1）
電子的作業部会（議長国：インド、共同議長国：ナイジェリア、オーストラリア、チリ及びケニア）を設置し、輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイダンス案について検討を続けている。

<u>日本の状況との関連</u>

食品の輸入時における却下に伴う廃棄処分について、積み戻しや食用外転用等による食品ロス削減対策は重要であるが、「却下された食品の用途変更」と提案している「処分に対する不服申し立て」は別の問題であるという認識であり、今後のガイドライン案作成作業の動向に注視する必要がある。

（5）衛生要件の表現の標準化に関するプロジェクト文書（ステップ 1）
電子的作業部会（議長国：ブラジル、共同議長国：オーストラリア、スペイン、インド、ケニア及びウガンダ）を設置し、衛生要件の表現の標準化に関するガイダンス案について検討を続けている。

<u>日本の状況との関連</u>

電子証明書の衛生要件の標準化を行うことは、通関手続きの簡素化及び迅速化の促進に有効である。既存の衛生証明書の取

扱いを維持し必要な検討をすることは意義のあることであるが、実行可能性も考慮し、過剰な要求とならないように今後のガイドラインの作成状況を注視する必要がある。

（6）食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン(CXG89-2016)の改訂に関するプロジェクト文書（ステップ 1）
電子的作業部会（議長国：ノルウェー、共同議長国：オーストラリア、インド、モロッコ、サウジアラビア及びスペイン）を設置し、施設リストの使用、策定及び運用の調和に関する原則及びガイドラインを含む改訂文書案について検討を続けている。また、2026 年 3 月 17 日から 18 日に物理的作業部会をオスロ(ノルウェー)で開催し、検討が行われた。

（7）国の食品管理システム(NFCS)におけるデジタル化の原則に関するプロジェクト文書（ステップ 1）
電子的作業部会（議長国：オーストラリア、共同議長国：カナダ、ジャマイカ、オランダ及び英国）を設置し、NFCS におけるデジタル化に関するハイレベルの原則案について検討を続けている。

E. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし